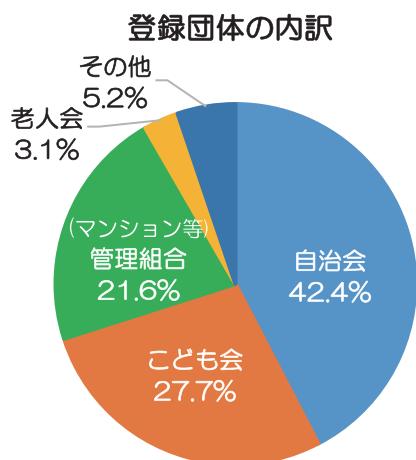


集団回収報償金 交付申請の手引

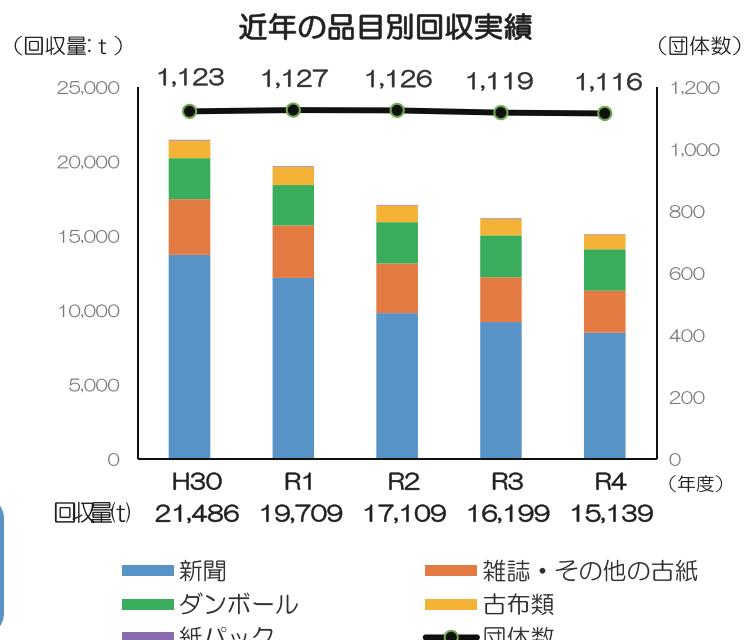
集団回収の実績(R4年度)

1,116団体のご協力により、
計 15,139トンの古紙や古着が集められ、リサイクルすることができました。



1団体あたり
年間約13.6トン※も
リサイクルできたよ！

※平均報償金額：約5.4万円/団体



＜目次＞

- 報償金の申請方法 ······ ······ ······ P1
- 登録内容変更等の手続き ······ ······ ······ P3
- 「その他の古紙」の回収強化 ······ ······ P4
- 集団回収報償金交付制度の概要 ······ ······ P5
- 品目ごとの出し方と注意点 ······ ······ P6
- 堺市からのお願い ······ ······ ······ 裏表紙



報償金の申請方法

1. 申請月

申請書類一式を、申請月の前月（上半期分：7月末、下半期分：1月末）に、市から団体の代表者宛てに送付しますので、以下の申請月に申請してください。

【申 請 月】 ○上半期（2月1日～7月31日実施分） ⇒ 8月

○下半期（8月1日～翌年1月31日実施分）⇒2月

【申請締切日】申請月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、最終の平日）

2. 提出書類

No.	提出書類	注意事項等
1	交付申請書〈様式第2号〉 「市役所提出用（青色）」	〈P2参照〉 「実施団体控（ピンク）」は取り外して団体で保管
2	専用伝票〈様式第3号〉…6か月分 1枚目の「市役所提出用（黄色）」	〈P2参照〉 ※市から送付した専用伝票（次期申請用・半期ごとに6セット）は、回収業者へ渡してください。
3	計量票の原本〈計量証明書〉…6か月分	〈P2参照〉 手書き・コピーしたものは不可
4	〈必要時のみ〉 実施団体登録変更届〈様式第4号〉 ※振込先変更の場合は「通帳のコピー」〈P3参照〉もあわせて提出	〈P3参照〉 次の登録内容に <u>変更があった場合</u> に必要 団体名、代表者の住所・役職・氏名・電 話番号、振込先等

3. 提出先・提出方法

○直接、または郵送で、お住まいの各区役所・自治推進課（裏表紙参照）へ。

※受付は郵送でも行いますが、不着等の郵便事故等が発生した場合、市では責任を負いかねますので、万一に備えて特定記録郵便等の利用をお勧めします。

4. 報償金の交付時期

○上半期は9月下旬以降、下半期は3月下旬以降順次、団体指定の振込口座に報償金が振り込まれます。

※振り込み完了の連絡は行いませんので、各団体にて通帳記帳で確認してください。

※申請書類に不備があった場合等は、振り込みが遅れることがあります。

※振込口座の名義変更や解約は、報償金の振り込み確認後に行ってください。

ご活用を！交付申請時に役立つ「作業シート」

報償金交付申請の際、計量票ごとに集団回収の重量を入力することで、合計重量や報償金額を計算することができるエクセルシートをホームページに掲載しています。作業用ツールとしてご活用ください。 [8 堺市集団回収作業シート](#)

現金支票申請作業シート(上半期用)											
2月に集団回収を4回実施											
登録番号	○○○○○										
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	専用印記1
新規	10	500	500	490							2,500
既存・他の古紙	110	30	230	190							560
ダンボール	10	40	30	20							100
古市	20	40	20	70							160
紙パック	0	0	5	5							0
合計支票	860	610	865	775	0	0	0	0	0	0	3,100
3月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	専用印記2
新規											0
既存・他の古紙											0
ダンボール											0
古市											0
紙パック											0
合計支票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

入力例

1. 交付申請書について

- ボールペンで記入してください（消せるボールペンは不可）。
- 代表者の印を押印してください（シャチハタ等スタンプ式の印鑑は不可）。
- 訂正がある場合は、代表者印による訂正印の押印が必要です。
- 下欄の委任状は、代表者と口座名義人が異なる場合には必ず記入し、代表者印を押印してください。
- ※記入方法の詳細は、市から送付した交付申請書に添付の「記入時の注意事項」をご参照ください。

様式第2号(第5条別紙) 記入例

堺市有価物集団回収報償金交付申請書

令和 年 月 日

市長殿	団体名 ○○こども会	代表者住所 〒580-0078	堺市堺区南瓦町3-1
役職 会員	氏名	環境課	捺印
電話番号 072-228-XXXX	※申込日の日本に接する面的な郵便を記入してください。		
実施期間 (○印付けてください)			
<input checked="" type="checkbox"/> 上半期 (2月1日～7月31日実施分) <input type="checkbox"/> 下半期 (8月1日～翌年1月31日実施分)			
回収重量合計			
銅板、複数の古紙の小分け、ダンボール、古布、紙パックの合計 回収重量合計×4円 (1kgあたりの回収金額)			
●回収金額 ★★★ 0 円			
契約会社は、下記金額相当の金額口座に預込み願います			
金 融 機 関 名		支 店 (支 所) 名	
□ 口 口 銀 行		△ △ 支 店	
現金種別 <input checked="" type="radio"/> 現金(現金) 2. 当座		口座番号(右詰め) 1 2 3 4 5 6 7	
フリーナン <input type="radio"/> ○○こども会 カイイケ ケイリックロク 口座名義 ○○こども会 会計 渡量 太郎			
※注意! 口座名義は必ず金額機関へ届けてください。記入して下さい。			
代表者と取扱先の口座名義が異なる場合は、下落請求に記入・印押願います。			
委任状			
委任者 氏名 環境課 (捺印) (当該金額の支拂いについては、次の者に委任します)			
受 扱 者 氏名 住所 堺市堺区△町1-2-1 (口座名義人) 会計 渡量 太郎			

(市役所提出用)

2. 専用伝票について

- 回収業者に記入を依頼し、月ごとに受け取りましょう。
- 記載内容に誤りがある場合

回収業者に訂正してもらい、専用伝票に押印している回収業者印を訂正箇所に押印してもらってください。

○一月に集団回収を2回以上実施した場合

計量票を月単位で合算し、1枚の専用伝票に証明してもらってください(1か月に2回以上実施しても専用伝票は1枚になります)。

※計量票と重量が合わないと申請に使えません。

様式第3号(第5条別紙) 記入例

堺市有価物集団回収報償金専用伝票

(実施内容)

○○こども会 様		登録番号 0000
品名 重量 買取単価		
新聞 100 kg 3 JPY/kg		
雑誌・その他の古紙 50 kg 3 JPY/kg		
ダンボール 20 kg 3 JPY/kg		
古布 10 kg 3 JPY/kg		
紙パック 1.0 kg 3 JPY/kg		
合計 190 kg		
合計 ○○年 5 月分 上記のとおり買いました。		
住 所 堺市堺区南瓦町3-1		
(市役所提出用) 取扱業者名 △△商企 堺一郎 (捺印) 電話番号 (072) 2△△-XXXX		

注意

- この伝票は、他の有価物集団回収報償金交付申請書に記入された回収業者印の交付を申請する場合に限り、使用できます。
- この伝票に記入した事項を訂正する場合は、訂正箇所を2箇所(+)で画したもので、当該訂正箇所に訂正印(この伝票の回収業者名は押印箇所に押記された方に限ります。)を押印して下さい。
- この伝票は3枚まで1セットです。1枚目の(後面提出用)のみを堺市有価物集団回収報償金交付申請書とともに提出に提出して下さい。

備考

3. 計量票(計量証明書)について

- 計量ごとに受け取りましょう。

○計量票とは?

回収業者が回収した古紙等を引き渡す際に再資源化業者(古紙問屋)で発行されるもので、計量法で定められた定期検査に合格した計量器で計量し、印字されたものに限ります。

手書き・コピーしたものなどは不可です。

○必要な記載項目は?

計量票の名称・様式は問屋により異なりますが、以下の項目の記載が必要です。

- ①団体名
- ②計量年月日
- ③計量した品名・重量
- ④問屋の名称・所在地・電話番号

見本(一例)

計量証明書		△△△商企	
販売者名 ○○こども会		乗員 車両No.	年月日 ○○.04.08
		伝票No.	形態区分 本支店名
総重量	風袋重量	水分引	正味重量
1. 1,850	1,840		100 ダンボール
2. 1,840	1,790		500 新聞
3. 1,790	1,590		2000 古布
4. 1,590	1,470		1200 紙パック
5. 1,470	1,460		100
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
備考		重量合計	390.0

【書類受け取り時の注意】

専用伝票や計量票は、受け取り漏れを防ぐため、毎回の集団回収実施後に、速やかに受け取りましょう。

登録内容変更等の手続き

1. 代表者や振込先等に変更があった時は … 団体登録変更届

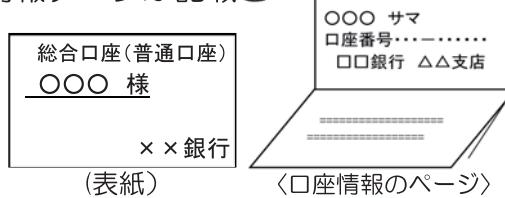
○団体名、代表者の住所、役職、氏名又は電話番号、振込先等に変更があったときは、速やかに団体登録変更届を提出してください。

【注意点】

○代表者の住所のみが変更になった場合でも変更届が必要です。届出がない場合、申請書等の重要書類が代表者へ送付できません。

○振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「口座情報データが記載されたページ」のコ

ピーも提出してください。



○口座名義を変更する際は「団体名」「役職名」「氏名」を金融機関に届け出してください。

○他団体との合併や、他団体へ活動を承継する場合などの手続は、事前にお住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。

2. 団体の解散・集団回収の中止時は … 団体登録抹消届

○団体の解散時や集団回収の中止時には、速やかに団体登録抹消届を提出してください。

【注意点】

○集団回収の中止以前に実施した集団回収の報償金申請は、抹消届の届出時には申請できません。翌申請月（2月又は8月）に行っていただくこととなります。

〈例〉4月に抹消届を提出した場合

⇒集団回収中止以前の2・3・4月分を申請する場合、その旨を抹消届に記載いただければ、7月末に報償金交付申請書類を抹消団体宛てに送付します。

○登録団体が集団回収を2年以上実施しないときは、登録抹消の届出がなくても、その登録を取り消す場合があります。

※各種書類が必要な場合は、お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。なお、各様式は市ホームページからダウンロードも可能です。

記入例

様式第4号（第8条関係）

堺市有価物集団回収実施団体登録変更届
令和〇〇年4月10日

届出者
団体名 〇〇子ども会
代表者
役職 会長 氏名 資源花子
(団体名・代表者を変更する場合は、変更後の団体名・代表者で記入してください。)

令和〇〇年4月1日付けでのおり変更しましたので、堺市有価物集団回収報償金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

【代表者等の変更】変更があった項目のみ記入してください。

項目	変更前	変更後
団体名		
役職・ 氏名	後職名 フラガナ ブンベツ タロウ 会長 氏名 分別 太郎	役職名 フラガナ シゲン ハナコ 会長 氏名 資源 花子
代表者 住所	〒590-0078 堺市 第 区 南瓦町1-▲	〒590-0078 堺市 第 区 南瓦町3-●●
電話 番号	072-△△△-〇〇〇〇	平日の午後に通帳の数れる電話番号を記入してください。 (送付先住所) 〒590-0078 堺市 第 区 南瓦町2-××
書類の 送付先	上記住所と異なる場合のみ記入してください。 (送付先住所) 〒590-0078 堺市 第 区 南瓦町2-××	(役職) 会計 (氏名) 再生はじめ

【振込先の変更】すべての項目を記入してください。

金 融 機 関 名	支 店 (支 所) 名
口 口 銀 行	△△支店
預 金 様 別 ① 普通(総合) ② 当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7 (右読み)
フリガナ 〇〇コドモカイ	カイチヨウ シゲン ハナコ
口座名義	〇〇こども会 会長 資源 花子

(注意)
1 「変更前」の項目で分からぬ部分がある場合は、分かること欄で記入してください。
2 振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「支店などの口座情報データが記載されたページ」とを各一枚ずつ、計2枚のコピーを添付してください。

記入例

様式第5号（第9条関係）

堺市有価物集団回収実施団体登録抹消届
令和〇〇年4月30日

届出者
団体名 〇〇子ども会
代表者住所 〒590-0078 堺市 第 区 南瓦町3-●●

役職 会長 氏名 資源花子
電話番号 090-〇〇〇〇-xxxx

堺市有価物集団回収報償金交付要綱第9条の規定により、以下のとおり登録の抹消を届け出ます。

項目	内 容 等
集団回収中止の理由	1. 団体が解散したため 2. 助力任務が減少したため(回収量の減少を含む) 3. 世話人の負担が大きいため 4. その他()
中止年月日	令和〇〇年 4 月 30 日
報 償 金 付 交 申 請	1. 行いません。 2. 行います。 (令和〇〇年 2 月 ~ 令和〇〇年 4 月 実施分)
備 考	

「その他の古紙」の回収強化

紙箱、紙袋、包装紙等の「その他の古紙」は、市で収集する生活ごみ（週2回）に年間約12,200トン（推計値：令和3年度生活ごみ組成分析調査結果より）含まれていて、リサイクルされずに清掃工場で焼却されています。「その他の古紙」はきちんと分別して集団回収で回収することで、「ごみ」ではなく、大切な「資源」に生まれ変わります。「その他の古紙」を回収して、古紙のリサイクルを進めてみませんか？

「その他の古紙」の主な例



1. 「その他の古紙」の回収強化を応援します！

『その他の古紙』回収のための下記①～③のいずれかの資材等を、希望する団体に配布します。申込・配布開始時期・配布場所等の詳細は市ホームページ等でお知らせします。

- ① 「その他の古紙」回収体験袋
- ② 「保管用紙袋作成キット」
- ③ 団体用SNS周知用文面データ ※団体内でSNS活用している場合にご活用ください。

堺市ホームページへ

堺市 「その他の古紙」回収



『その他の古紙』を分別・回収する際に確認しながらご活用ください。

① その他の古紙回収体験袋



② 保管用紙袋作成キット

〈表〉

「その他の古紙」回収体験袋



〈裏〉



《「その他の古紙」回収体験袋モニター結果》

令和3年度・4年度に実施した「その他の古紙」回収体験袋モニター結果では、最大6割の団体で前年度同時期との比較で、回収量が増加しました。回収量の増加は、報償金の増額にもつながり、団体の活動の幅も広がります。

2. 回覧用チラシ・『その他の古紙』分別百科の活用♪

集団回収に関するチラシのデータを市ホームページに掲載していますので、ダウンロードのうえ、構成世帯への案内や回覧等にご活用ください。 [堺市集団回収チラシ](#)

また、リサイクルできる紙類かどうか迷ったときに役立つ品目一覧として、市ホームページの「『その他の古紙』分別百科」もご活用ください。 [堺市 その他の古紙分別百科](#)



集団回収報償金交付制度の概要

制度の趣旨

- 集団回収とは、市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。
- 団体が自主的に行う集団回収に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざしています。

対象団体 〈次の要件をいずれも満たすこと〉

1. 市内の自治会・こども会・その他営利を目的としない住民団体
(事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。)
2. おおむね20世帯以上が協力している団体

報償金額

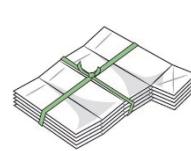
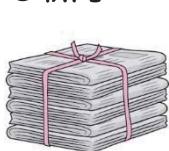
回収業者に引き渡した量に対して、1kgあたり4円

対象品目

報償金の交付対象は市内の**家庭**から排出された以下のものです。

※事業所（店舗・工場等）から出たものは対象ではありません。

- 新聞
- 雑誌・その他の古紙
- ダンボール
- 紙パック
- 古着・古布



※回収できる品目は回収業者によって異なります。詳細は回収業者に確認してください。

留意事項

- ・交付申請書類に不備がある場合、また、不正や不適当と認められる事実があった場合、報償金を交付できないことがあります。
- ・2年以上集団回収を実施しない場合は、その登録を取り消す場合があります。

《回収業者の選定について》

回収業者は、市に登録等の決まりはありませんので、自由に選ぶことができます。回収業者の廃業時等で、選定に困ったときは、下記をご参照ください。

1. 「堺市再生古紙取扱（回収・持込）事業者紹介一覧」[堺市ホームページへ](#)
※令和5年7月下旬紹介開始予定



[堺市 古紙取扱事業者紹介](#)

2. 「大阪府登録廃棄物再生事業者名簿」

※大阪府ホームページに掲載

[大阪府 再生登録事業者名簿](#)

回収品目	○出し方と●注意点
雑誌・その他の古紙 (一緒に出す) 【雑誌】 教科書・単行本・週刊誌など 【その他の古紙】 紙箱・紙袋・包装紙など ※品目の主な 例はP4参照	○大きさをそろえ、ひもでしっかりと十字にしばる。 ○ビニール袋ではなく紙袋にいれて、ひもで十字にし ばる(紙袋の持ち手が紙以外のものは取り除く)。 ●紙以外の部分(金具やビニール、プラスチックなど) は素材ごとに分別する。 ●紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな古紙は、 雑誌への挟み込みも可。
新聞	○ひもでしっかりと十字にしばる。 ●紙箱等の古紙やカタログ・雑誌類は、新聞と一緒に 出さず、「雑誌・その他の古紙」として分別する。
ダンボール	○折りたたんでひもでしっかりと十字にしばる。 ●ガムテープ、宛名ラベルやシールは「生活ごみ」。
紙パック	○水でよく洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひ もでしっかりと十字にしばる。 ●内側が白い紙のものに限る。内側がアルミコーティ ングされているものは「生活ごみ」。
古着・古布	○透明または半透明のビニール袋に入れる。 ●綿、布団、裁断くず、カーペットなどは「生活ごみ」又 は「粗大ごみ」。

●上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、詳細は登録団体や回収業者に確認してください。

※以下の紙類は出せません！			リサイクルできないもの(禁忌品)⇒生活ごみへ！		
×においのついた紙 (石けんの包み紙、洗 剤や線香の紙箱な ど)	×汚れた紙 (油のついた紙、 使用済みのティッ シュペーパーなど)	×防水加工された紙 (紙コップ、紙皿 など)	×感熱紙 (レシート、フ ラックス用紙 など)	×カーボン紙、 ノーカーボン紙 (宅配便の伝票 など)	×使い捨て 紙おむつ、 ペット用 トイレシート
×写真 ×油紙 ×金、銀などの金属が箔押しされた紙	×昇華転写紙 (アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など)	×感熱性発泡紙 (立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)	◆紙製容器包装のリサイクルマーク がついていても、上記のものはリサイクルできません。		

堺市からのお願い

現在、古紙の市場価格は低迷しています。
正しい分別と正しい出し方で、
効率的なりサイクルに協力してね♪



お願い 「新聞」と「雑誌・その他の古紙」は、混ぜずに分けて出しましょう

○新聞に雑誌・その他の古紙や異物が混ざっていると、作業員が手で選別作業を行うこととなります。

新聞の束から見つかった
「新聞以外の古紙」(紙箱、
紙袋、カタログ、包装紙、
封筒、紙パックなど)



お願い 付着したプラスチック・
ビニール・金具は取り外しを



→ビニール袋に入ったままのカタログ
※作業員が一つ一つ手で取り除いています(>_<)



お願い 積込時の荷崩れ防止のため
排出時はひもで十字にしばろう！

◎古紙は「紙ひも」で♪

○紙ひもを使うと古紙と一緒にリサイクルできます！
※ダンボールをガムテープでしばらないで！

○ダンボール箱の中にダンボール等の古紙を入れて出すと荷崩れの原因に…

※テープでフタをするのも中身が確認ができないので行わないでください。



注意 事業所(工場・店舗等)から
出たものは報償金の
交付対象外です

※不適当と認められた場合、報償金の全部又は一部の返還を求めることがあります。



報償金交付申請及び団体登録の変更・廃止のお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	〒590-0078 堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7082 FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 TEL 072-270-8154 FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 TEL 072-287-8122 FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	〒593-8324 西区鳳東町6丁600 TEL 072-275-1902 FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	〒590-0141 南区桃山台1丁1-1 TEL 072-290-1803 FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4 TEL 072-258-6779 FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	〒587-8585 美原区黒山167-1 TEL 072-363-9312 FAX 072-361-1817

集団回収報償金 交付申請の手引

令和5年度保存版

編集・発行

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL (072) 228-7479

FAX (072) 228-7063

市ホームページ
でも情報を
ご覧いただけ
ます⇒



堺市集団回収



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

